

# 認定農業者の類型別動向分析

2019年2月12日

食料・環境政策学分野

増田茄也子

# 発表の流れ

1. はじめに
  2. 認定農業者の類型化
  3. 計量分析
  4. 結論と残された課題
- 引用文献  
付表

# 1.はじめに

## 【認定農業者制度】

- 経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの
- 支援措置を通じ、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るねらい



他産業並みの労働時間のもとで、他産業従事者と比べて遜色ない生涯所得を確保し得る（生源寺, 2011）

→認定農業者 = 育成すべき経営体（担い手）

# 【類型化の基準－個別経営と集落営農－】

農業基本法(1961)で示された構造改善の2つの道

- ・ 家族経営の発展と自立経営の育成 = 個別経営
- ・ 協業の助長 = 集落営農

石田(1999)

担い手の創出メカニズムを論じるにあたって  
個別農家の「競争」関係と集落農家の「協力」関係  
のどちらに注目するかで見解が分かれる

多田・伊藤(2018)

個別経営と集落営農で効率性比較

→個別経営はBC過程、集落営農はM過程で優位

→認定農業者の分析に個別経営と集落営農という視点を  
導入する点に本研究の新規性

## 【研究の目的】

「**個別経営**の形態をとる担い手」、「**集落営農**の形態をとる担い手」が存在しやすい条件をそれぞれ明らかにすること



- ・ 高齢化や兼業化の進展
- ・ 条件不利度
- ・ 農地の出し手の存在 etc...

が地域の担い手の形態（個別経営or集落営農）にどう影響するかを計量分析で確かめる

## 2.認定農業者の類型化

### 【認定農業者になり得る主体】

- 市町村の区域内で農業経営を営んでいるか、または営もうとする**個人経営**及び**法人経営**

### ※集落営農について

- 法人化した組織のみ認定を受けられる



任意組織や特定農業団体は認定対象外

- 構成員が個人として認定を受けられる場合もある

# 【本研究における類型化】

基準：集落単位で認定されているか否か

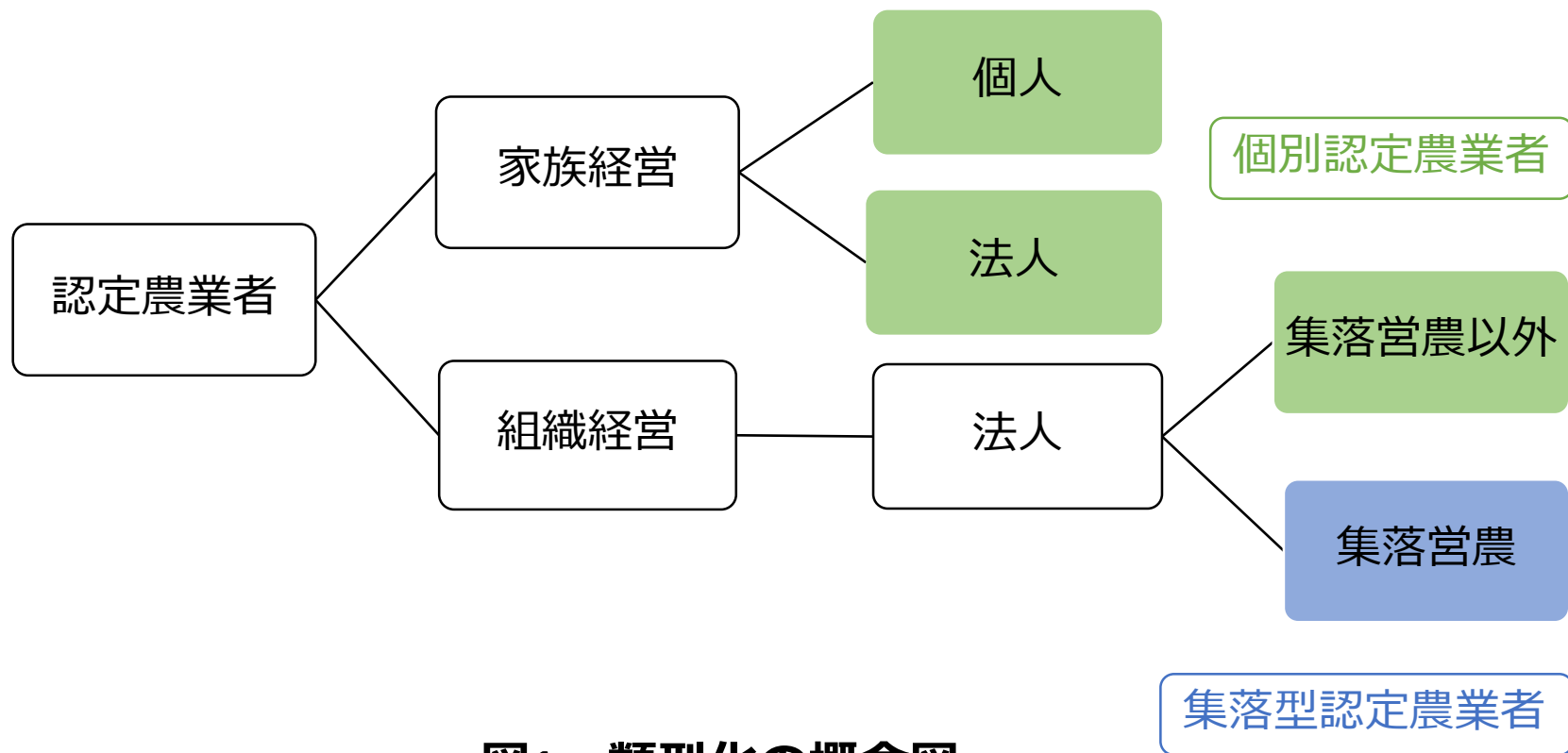
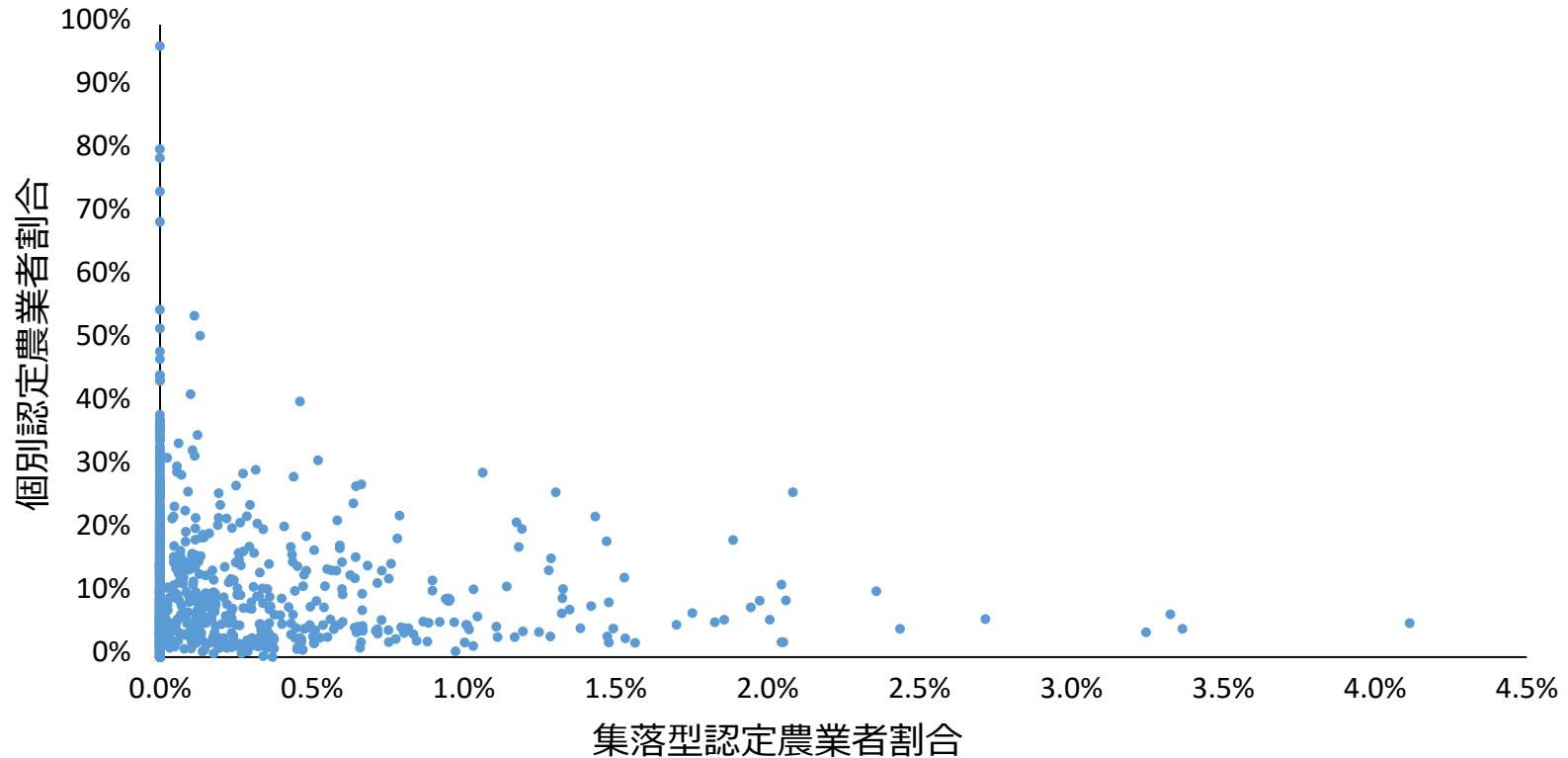


図1 類型化の概念図

※個人の中には集落営農や組織経営体の構成員を含む

# 【類型別の現状－横断面－】



**図2 集落型認定農業者割合と個別認定農業者割合の関係**

出所：農林水産省『集落営農実態調査』、農林水産省『農林業センサス』、独自収集データ。

1) それぞれの割合は、類型ごとの認定農業者数を農家と農家以外の農業事業体の合計で除して求めた。

- 担い手の展開状況には地域差がある
- 各類型の展開に影響する要因は地域差を持つ？



# 【類型別の現状－時系列－】

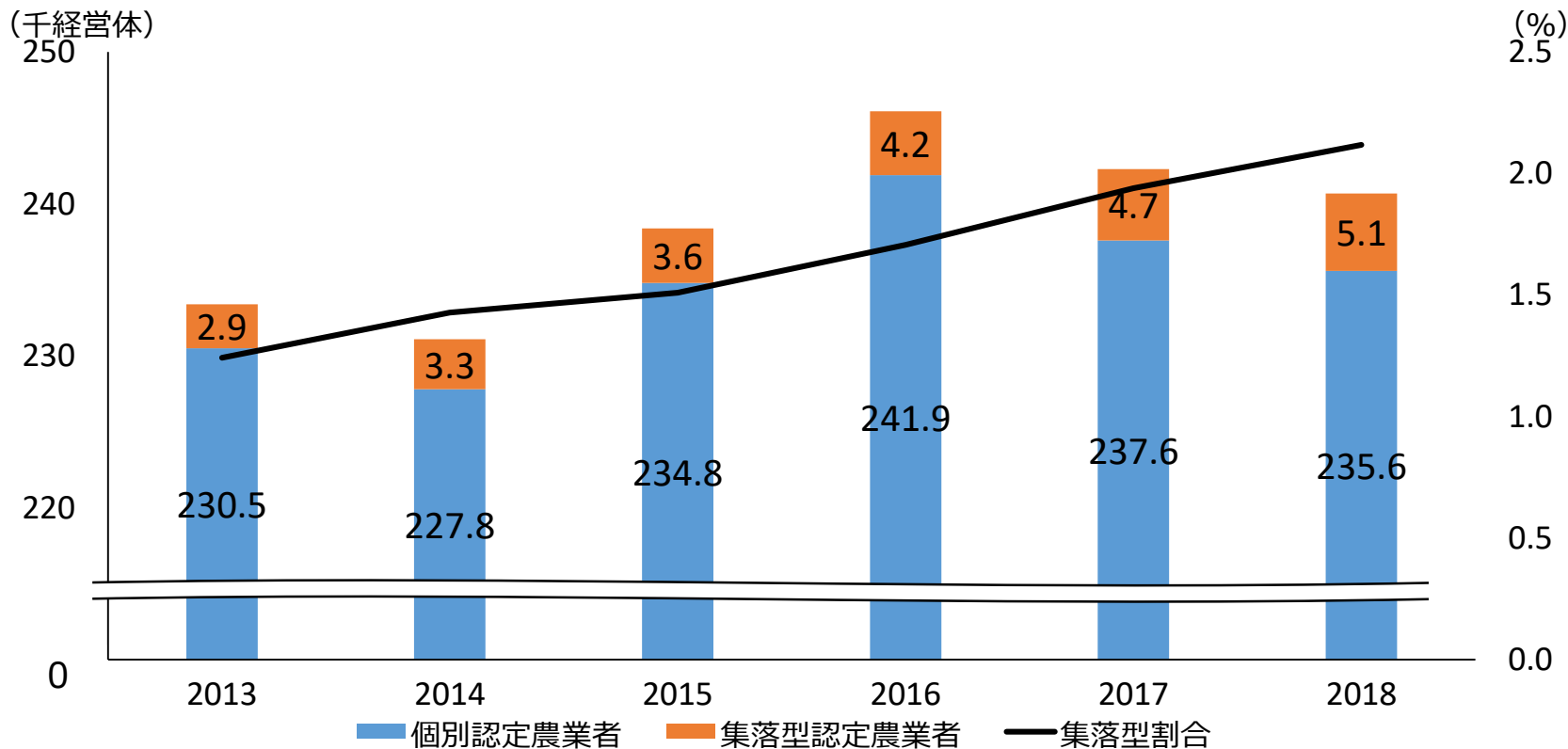


図3 認定農業者数と集落型認定農業者割合の推移

出所：農林水産省『認定農業者の認定状況』、農林水産省『集落営農実態調査』。

- 担い手の中で集落営農形態の存在感が増している  
→全国レベルでは集落営農の設立を促すような状況変化  
が起きている？

1.はじめに

2.類型化

3.計量分析

4.結論と課題

# 【集落営農設立を促す諸要因】

## (i) 高齢化・兼業化

- ・ 農地の受け手不足から集落営農による農地保全が望まれる
- ・ 兼業深化地帯では農地流動化による個別担い手育成が非現実的（桂, 2005）

## (ii) 条件不利性

- ・ 耕作条件の悪さが個別経営の成立を阻害（柏, 2002）
- ・ 中山間地域で規模の経済を追求するほとんど唯一の方法が集落営農（田代, 2011）

安藤(2008)

「担い手枯渇地域での『**地域を守るための危機対応**』」  
「**農業構造が脆弱化**した地域で**自発的**な設立」

### (iii) 経営安定対策

- ・ 対象を担い手に絞った直接支払い政策
  - ↳ 認定農業者、条件を満たす集落営農
  - 集落営農組織再編のきっかけ
- ・ 個別経営の展開と無関係に集落営農の設立を促す

安藤(2008)

「**政策対応**的性格」 「助成金の受け皿的性格」

「農業構造改革のための手段」

# 【仮説】

表1 仮説

	高齢化 (i)	兼業化 (i)	条件不利性 (ii)	大規模農家 (iii)※
個別経営	—	—	—	+
集落営農	+	+	+	—

※大規模農家の符号について

経営安定対策への反応は農家の経営規模によって異なるのでは？

- ・ **経営改善を志向**する農家は**個人で認定**を受ける
  - ・ **現状維持を望む**農家は**集落営農**を設立する
- 農家は経営規模が大きいほど経営改善を志向し、小さいほど現状維持を望むと考えられる

# 3.計量分析

## 【データと分析手法】

### 利用データ

- ・ 農林業センサス（2015年）
- ・ 耕地及び作付面積統計（2015年）
- ・ 集落営農実態調査（2016年）
- ・ 市町村ごとの認定農業者数（2016年） ※独自収集

→市町村単位で認定農業者を分析する点も本稿の新規性

### 分析手法

$y_1$ : 個別認定農業者割合     $y_2$ : 集落型認定農業者割合

→誤差項同士が相関する可能性

→SUR (seemingly unrelated regression)

# 【推計結果】

表2 SURによる推計結果（抜粋）

		個別 認定農業者率		集落型 認定農業者率	
			p 値		p 値
高齡化→	基幹的農業従事者若年層率	0.443***	0.000	-0.010	0.122
	基幹的農業従事者高齡層率	-0.089***	0.005	0.000	0.817
兼業化→	第1種兼業農家率	0.116***	0.005	-0.005*	0.059
	第2種兼業農家率	-0.158***	0.000	0.002	0.123
条件不利→	林野率	0.011	0.133	0.001***	0.006
	大規模農家率	0.705***	0.000	-0.001	0.644
	自給的農家率	-0.207***	0.000	-0.006***	0.000
	農家率	0.050**	0.024	0.002*	0.100

1) \*、\*\*、\*\*\*はそれぞれ10%、5%、1%で有意であることを示す。

# 【考察－仮説について－】

表3 仮説の検証

	個別	集落	考察
高齡化 兼業化	-		高齡/第2種兼業農家は個別経営では担い手たり得ない 高齡/第2種兼業農家の存在が農地供給を滞らせ、個別担い手の成長を妨げている可能性
条件 不利性		+	条件不利地域では担い手経営として集落営農形態が適している
大規模 農家	+		大規模農家は個別経営で担い手になっている 経営安定対策が大規模農家に認定を受けるインセンティブを与えている可能性

# 【考察－その他の変数について－】

表4 その他の変数の考察

	個別	集落	考察
自給的農家	－	－	将来的に農地供給が農地需要を上回り、耕作放棄が進む恐れ
農家率	＋	＋	農地保全に対する地域の関心の高さが担い手の確保状況に影響
若年基幹的農業従事者・ 第1種兼業農家	＋		若年/第1種兼業農家は個別担い手を構成する要素



## 4.結論と残された課題

### 【結論】

- 高齢化や兼業化が進行している下では個別担い手が存在しにくく、条件不利地域においては集落型担い手が存在しやすい

農業構造の脆弱化や耕作条件の悪さは個別経営の展開を妨げ集落営農の設立を促す

- 大規模農家が多い地域の担い手は個別経営になりやすい

個別経営で担い手になれるか否かには経営規模が影響/経営安定対策によって大規模経営の認定が進んだ

## 【残された課題】

- 被説明変数から説明変数への逆の因果関係の存在  
→操作変数法を用いた分析
- 市町村単位データの不足
- 分析結果の一面性  
→集積面積の観点から認定農業者を分析

# 引用文献

安藤光義 (2008) 「水田農業構造再編と集落営農」 『農業経済研究』 80(2), 67-77.

石田正昭 (1999) 『農家行動の社会経済分析』 大明堂.

柏雅之 (2002) 『条件不利地域再生の論理と政策』 農林統計協会.

桂明宏 (2005) 「農業構造改革と集落営農の展望」 『農林業問題研究』 40(4), 381-392.

生源寺眞一 (2011) 『日本農業の真実』 筑摩書房.

多田理紗子・伊藤順一 (2018) 「経営形態別にみた水田農業の経営成果と直接支払いの経済効果」 『農業経済研究』 89(4), 261-276.

田代洋一 (2011) 『地域農業の担い手群像』 農山漁村文化協会.